

### 請求の範囲

- [請求項1] 乗換駅を共有する複数の路線を走る輸送車両の便数を調整するための輸送力調整装置であって、
- 前記複数の路線に含まれる一の路線において前記輸送車両の運行ができない支障区間が生じたとき、前記一の路線における一方の終点駅から前記支障区間の開始駅までの区間に含まれる第1乗換駅と、前記一の路線における他方の終点駅から前記支障区間の終了駅までの区間に含まれる第2乗換駅と、を前記一の路線とは異なる他の路線で結ぶ迂回経路を抽出する経路算出部と、
- 前記他の路線における一方の終点駅から前記第1乗換駅までの区間に含まれる前記輸送車両の折り返し実績がある第1折返駅と、前記他の路線における他方の終点駅から前記第2乗換駅までの区間に含まれる前記輸送車両の折り返し実績がある第2折返駅と、を結ぶ前記他の路線の区間を増便可能最小区間として特定し、前記増便可能最小区間において増加できる便数の上限値を算出する調整可能範囲算出部と、
- 前記増便可能最小区間の前記上限値と前記支障区間の移動需要とに基づいて、前記増便可能最小区間における目標増便数を決定する調整量決定部と、を有する輸送力調整装置。
- [請求項2] 前記調整可能範囲算出部は、前記増便可能最小区間における運行実績に基づいて前記上限値を算出する、
- 請求項1に記載の輸送力調整装置。
- [請求項3] 前記調整可能範囲算出部は、前記増分可能最小区間における運行便数が最大となる時間帯の運行実績に基づいて前記上限値を算出する、
- 請求項2に記載の輸送力調整装置。
- [請求項4] 前記経路算出部は、前記支障区間の終了駅から前記一の路線の前記他方の終点駅に向かって進み、他の路線と共有する乗換駅を検出した場合に、当該乗換駅から当該他の路線を通り前記一の路線における一方の終点駅から前記支障区間の開始駅までの区間に含まれる乗換駅に

至ることができたとき、前者の乗換駅を前記第2乗換駅とし、後者の乗換駅を前記第1乗換駅とし、前記他の路線における前記第1乗換駅と前記第2乗換駅とを結ぶ区間を迂回経路として抽出する、  
請求項1に記載の輸送力調整装置。

[請求項5] 前記調整量決定部は、前記迂回経路の移動効用に基づいて前記支障区間の移動需要を前記迂回経路に割り当て、前記増便可能最小区間の前記上限値を超えない範囲で、前記増便可能最小区間における目標増便数を決定する、  
請求項1に記載の輸送力調整装置。

[請求項6] 前記支障区間および前記増便可能最小区間を識別可能に表した路線図を表示する出力部をさらに有する、  
請求項1に記載の輸送力調整装置。

[請求項7] 前記出力部は、前記増便可能最小区間における目標増便数に係る情報を表示する、  
請求項6に記載の輸送力調整装置。

[請求項8] 請求項7に記載の輸送力調整装置を複数有する輸送力調整システムであって、  
前記輸送力調整装置は、他の輸送力調整装置において決定した前記増便可能最小区間における目標増便数に係る情報および前記増便可能最小区間における実際の増便数に係る情報の少なくとも一方を取得する状態更新部を有している、輸送力調整システム。

[請求項9] 請求項1～7のいずれか1項に記載の輸送力調整装置と、旅客端末装置から入力された検索条件に基づいて経路検索を行う経路検索装置と、を有する輸送力調整システムであって、  
前記経路検索装置は、前記輸送力調整装置から前記増便可能最小区間における目標増便数に係る情報を取得し、前記経路検索の結果とともに前記輸送力調整装置から送信された前記増便可能最小区間における目標増便数に係る情報を前記旅客端末装置に送信する、輸送力調整

システム。

- [請求項10] 乗換駅を共有する複数の路線を走る輸送車両の便数を調整するための輸送力調整方法であって、
- 前記複数の路線に含まれる一の路線において前記輸送車両の運行ができない支障区間が生じたとき、前記一の路線における一方の終点駅から前記支障区間の開始駅までの区間に含まれる第1乗換駅と、前記一の路線における他方の終点駅から前記支障区間の終了駅までの区間に含まれる第2乗換駅と、を前記一の路線とは異なる他の路線で結ぶ迂回経路を抽出し、
- 前記他の路線における一方の終点駅から前記第1乗換駅までの区間に含まれる前記輸送車両の折り返し実績がある第1折返駅と、前記他の路線における他方の終点駅から前記第2乗換駅までの区間に含まれる前記輸送車両の折り返し実績がある第2折返駅と、を結ぶ前記他の路線の区間を増便可能最小区間として特定し、前記増便可能最小区間において増加できる便数の上限値を算出し、
- 前記増便可能最小区間の前記上限値と前記支障区間の移動需要とに基づいて、前記増便可能最小区間における目標増便数を決定する、輸送力調整方法。